

(参考4)

農林水産省告示第 号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十四の規定に基づき、南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種のぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年 月 日

農林水産大臣 赤松 広隆

一 植物及び地域

バーリンカ種のぶどうの生果実であつて、南アフリカ共和国で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) 南アフリカ共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着して

いないことを認め、又は信ずる旨記載されている南アフリカ共和国植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

- (二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
 - ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。
 - イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

- (一) 南アフリカ共和国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒を行う場合にあっては、生果実の各こん包又は束ねたこん包には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。
- (二) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。
- (三) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナには南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされて

いること。

五 消毒

- (一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏〇・八度になつた後、引き続き十六日間、その温度以下で消毒すること。
- (二) 低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナは、あらかじめ南アフリカ共和国植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

六 植物防疫官による確認

- (一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
- (二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。
 - ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において五の消毒が行われていることを確認すること。

イ 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては

五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 積み込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(参考5)

農林水産省告示第

号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十五の規定に基づき、台湾から発送されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年 月 日

農林水産大臣 赤松 広隆

一 植物及び地域

ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて、台湾で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十六・五度とし、その温

度以上で三十分間消毒すること。

四 生産地における検査及び証明

(一) 台湾植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）に侵されていないものであること。

イ 三の消毒が行われたものであること。

五 植物防疫官による確認

三の消毒及び四の(一)の検査が的確に行われていることが植物防疫官により確認されること。

六 こん包及びこん包場所

(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されているこ

と。

- (二) (一)のこん包は、ミバ工類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。
- (三) 各こん包又は束ねたこん包には、台湾植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示

三の消毒及び四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。